

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
1 本計画の目的		
<p>【自民】「区議会として災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めた区議会業務継続計画を策定する。」</p> <p>【共産】「大規模災害等の非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議決機関、住民代表機関としての議会の役割を発揮できるように、必要となる組織体制や議員の行動基準などを明記した墨田区議会業務継続計画を定めるものである。」</p> <p>【公明】「二元代表制の趣旨に則り」「議会の役割を継続、その責務を果たすこと」を明記する。</p> <p>【立憲墨】二元代表制の趣旨と、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという文言を含んだBCPは、あらゆる住民の暮らしを守るという意志が明確に込められている。</p> <p>【きずな】「この規程は、墨田区内で地震、台風・火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、また、インフルエンザ等の疫病が発生した場合に、墨田区議会が区対策本部と連携協力し、その対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。」 「震災等災害時の墨田区議会対応規程」(以下「規程」という。)から</p>	<p>規程第1条を基本として、事務局案の目的に「二元代表制」の趣旨に則ること、及び「危機的状況」になったときも「継続して」運営を行うことを加える。</p>	<p>「墨田区内で地震、台風等の災害による危機的状況が発生し、又は発生するおそれがある場合において、墨田区議会が二元代表制の趣旨に則り、議事機関、住民代表機関としての役割を継続して担い、墨田区災害対策本部(以下「区災対本部」という。)と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、「墨田区議会BCP(業務継続計画)」を策定す・「(以下「区災対本部」という。)」を追加し、「恐れ」を「おそれ」に、「墨田区議会業務継続計画(BCP)」を「墨田区議会BCP(業務継続計画)」にそれぞれ修正した。</p>
2 他計画との関係		
<p>【自民】不要</p> <p>【公明】執行機関が策定する区業務継続計画(地震編・新型インフルエンザ等編)、区地域防災計画、区国民保護計画等との整合性を図る。</p> <p>【共産】執行機関が策定する墨田区業務継続計画、墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画、墨田区地域防災計画、墨田区国民保護計画等との整合性を図</p> <p>【立憲墨】他の計画との関係について、執行機関が策定する区独自のBCPとの関係と、東京都や国との関係性も追加すべきと考える。</p> <p>【きずな】計画の運用 他の計画との関係 執行機関が策定する継続計画との整合性を図る。</p>	<p>下記を基本とする。 区の執行機関が策定する区業務継続計画(地震編・新型インフルエンザ等編)、区地域防災計画、区国民保護計画等との整合性を図る。</p>	<p>区が策定する墨田区業務継続計画(BCP)<地震・風水害編、新型インフルエンザ編>、墨田区地域防災計画、墨田区国民保護計画等との整合性を図る。 ・「区の執行機関が」を「区が」に修正した。</p>
3 本計画の内容の見直し等		
<p>【自民】 ・新たな課題や状況変化等を検証し、適宜内容の見直しを行う。 ・見直しについては、議会運営委員会にて行う。 ・緊急を要する場合等については、区議会災害等対策会議において見直しを行い、事後的に議会運営委員会に議長が報告を行う。</p> <p>【公明】適宜または緊急を要する場合等に見直しを行うことを明記する。なお、見直しについては議会運営委員会にて行うこととする。</p> <p>【共産】 策定後3年以内に1度見直しを行うものとする。その後、新たな課題や状況変化等を検証し、適宜内容の見直しを行う。 見直しについては、議会運営委員会・各派交渉会にて行う。 緊急を要する場合等については、区議会災害等対策会議において見直しを行うことができる。</p> <p>【立憲墨】計画運用の見直しは、議会運営委員会ではなく、全ての議員の意見が反映できる各派代表者会議にすべきである。</p>	<p>下記を基本とする。 ・新たな課題や状況変化等を検証し、適宜内容の見直しを行う。 ・見直しについては、議会運営委員会にて行う。 ・緊急を要する場合等については、区議会災害等対策会議において見直しを行い、事後的に議会運営委員会に議長が報告を行う。 なお、見直しは適宜行うこととするが、見直しの所管(会議体：各派交渉会・議会運営委員会又は災害対策特別委員会等)については、次回検討する。 見直しの所管(事務局案(2)(3))については、次回事務局案を出し、検討する。 (委員意見) ・決定機関は、議会運営委員会 ・協議機関は、各派交渉会 災害対策特別委員会 が設置されていれば、同委員会(委員長が副本部長)一人会派の意見を尊重するなら、全員協議会又は各派代表者会等が考えられる。 ・災害対策特別委員長が副本部長となると、災害時に重い責任を負うこととなる。</p>	<p>専門的な知見を必要とする場合における「防災を所管する委員会」の関与を追記する。 本計画の見直し等については、次のとおりとする。 (1)新たな課題や状況変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行う。 (2)見直しについては、各派交渉会において協議し、議会運営委員会において決定する。ただし、議長が専門的な知見を必要とすると認める場合は、防災を所管する委員会においてあらかじめ調査させることができる。 (3)緊急を要する場合の見直しは、正副議長及び議会連・(1)の前に「本計画の見直し等については、次のとおりとする。」を追加した。</p>

各会派の考え方	作業部会における決定事項	作業部会案
<p>【きずな】新たな課題や状況変化等を検証し、適宜内容の見直しを行う。 見直しは、災害対策特別委員会の所管 毎年度末に、議長に報告書を提出する。 見直しに関しては、担当所管部の意見を聴取する。</p>	<p>は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項</p> <p>・全員協議会は、過去の事例を見ると、情報共有の場の性格である。 見直しの所管については、事務局案(2)(3)とする。</p>	<p>作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容</p>
<p>4 本計画の対象とする災害</p>		
<p>【自民】地震(震度5強以上等)、風水害、その他(自然災害、大規模火災、新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃・大規模テロ等)等</p> <p>【公明】地震(震度5強以上等)、風水害、その他(自然災害、大規模火災、新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃・大規模テロ等)等</p> <p>【共産】対象とする災害等 地震(震度5強以上等)、風水害、その他(自然災害、大規模火災、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃・大規模テロ等)</p> <p>【立憲墨】武力攻撃を含む方がより住民の危機に対応できる。 【きずな】想定する災害 地震(震度5強以上)、風水害、その他(自然災害、大規模火災、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症、大規模テロ等)または、「Jアラートが発令された場合</p>	<p>墨田区地域防災計画の目的に定める同計画の対象(地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発)を事務局案の対象とし、「新型インフルエンザ等の感染症」を加える。</p>	<p>本計画の対象とする災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発(災害対策基本法第2条第1号に定める災害)、新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃・大規模テロ等とする。</p> <p>・「本計画の対象とする災害は、」及び「とする。」を追加した。 案は「他計画との関係」との整合性を考慮した。 法令上「新型インフルエンザ等の感染症」に新型コロナウイルスも含まれる。 墨田区国民保護計画は、「武力攻撃・大規模テロ等」を対象としている。</p>
<p>5 発災時の議会・議員の行動指針 (1) 議会の行動指針</p>		
<p>【自民】 ・議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識した上で、地域活動などに従事する役割を担う。</p> <p>【公明】1. 議会の役割 2. 議員の役割 を明記する。</p> <p>【共産】災害時の議会、議員の行動方針 議会の役割 大規模災害発生等の非常時においても機能を維持し様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えるとともに、復旧・復興において住民代表機関としての責務と役割を担う。</p> <p>【立憲墨】 大規模災害発生等の非常時においても機能を維持し様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えるとともに、復旧・復興において住民代表機関としての責務と役割を担う。</p> <p>【きずな】議会の役割 大規模災害発生等の非常時においても機能を維持し様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えるとともに、復旧・復興において住民代表機関としての責務と役割を担う。</p>	<p>下記を基本とする。 議会の行動指針 ・日頃から、様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整える。 ・大規模災害発生等の非常時においても、議会の機能を維持する。 ・復旧・復興期において、住民代表機関としての責務と役割を担う。</p>	<p>(1)議会の行動指針 ア 日頃から、様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整える。 イ 大規模災害発生等の非常時においても、議会の機能を維持する。 ウ 復旧・復興期において、住民代表機関としての責務と役割を担う。 ・(1)ウの「復旧・復興」を「復旧・復興期」に修正した。</p>
<p>5 発災時の議会・議員の行動指針 (2) 議員の行動指針</p>		
<p>【自民】議会機能を維持する役割を認識した上で、地域活動等へ従事する。 ・考え方(特記) 発災中、発災直後及び復旧までは、行政の緊急時対応の妨げにならないよう留意すること。 議員が各個独断で執行機関とやりとりや、要望行動をやめる(できない)仕組みが求められる。 陸前高田市の教訓を踏まえて 【共産】議員の役割 議会機能を維持する役割を認識した上で、地域活動等へ従事する。</p>	<p>下記を基本とする。 議会機能を維持する役割を認識した上で地域活動等への従事 自民党意見(考え方・特記)「発災中、発災直後及び復旧までは、行政の緊急時対応の妨げにならないよう留意すること」「議員が各個独断で執行機関とやりとりや、要望行動をやめる(できない)仕組みが求められる」の内容については、「議員の役割」の項目内に明記する。その際、の「復旧まで」を「状況が落ち着くまで」又は「各状況において」とする。 事務局案「(2)ア」に「役割の」を挿入する。</p>	<p>(2)議員の行動指針 ア 議会としての役割の範囲を踏まえ、災害対応を行う。 イ 区災对本部の初動体制・応急対応への専念に配慮する。 ウ 議会・区それぞれの役割を踏まえた上で、災害情報の共有を主体とした協力・連携体制の整備と災害への対応を行う。 エ 発災中、発災直後及び状況が落ち着くまでは、区災对本部の緊急時対応の妨げにならないよう留意する。</p>

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
<p>【きずな】議員の基本的行動 自身及び家族の安全確保後、議員としての立場(非代替性)を踏まえた活動(対策会議(仮称)の参集指示があるまでの地域活動への積極的従事) 議会機能を維持する役割を認識した上で、地域活動等へ従事する。</p>		<p>オ 独断で区災対本部とのやりとりや要望等を行わない。 事務局としては、次項目「本計画と行政との関係」の内容が当項目「議員の行動指針」と重複することから、本案(2)ア~ウとした。 事務局としては、自民党意見 は議員の行動指針であると判断し、上記案「(2)議員の行動指針」の工、オとした。 ・(2)イ「応急対応専念」を「応急対応への専念」に修正した。</p>
<p>本計画と行政との関係(未掲載)</p>		
<p>【自民】 [災害発生時の区の動きと議会の関係] ・議事・議決機関としての役割の範囲を踏まえた災害対応 ・議員の情報収集・要請等に係る状況と必要性を見極めた上での区の初動体制・応急対応専念に対する配慮 【公明】 ・議員の情報収集・要請等に当たっては区の初動体制・応急対応専念に配慮 ・議会・区それぞれの役割を踏まえた上での災害情報の共有を主体とした協力・連携体制の整備と災害への対応 【共産】災害時の区との関係 ・議事・議決機関としての範囲を踏まえての災害対応 ・議員の情報収集・要請等に当たっては区の初動体制・応急対応専念に配慮 ・議会・区それぞれの役割を踏まえた上での災害情報の共有を主体とした協力・連携体制の整備と災害への対応</p>	<p>下記を基本とする。 ・議事・議決機関としての範囲の中での災害対応 ・議員の情報収集・要請等に係る状況と必要性を見極めた上での区の初動体制・応急対応専念に対する配慮 ・議会・区それぞれの役割を踏まえた上での災害情報の共有を主体とした協力・連携体制の整備と災害への対応 上記の「議員の情報収集・要請等に係る状況と必要性の見極めた上での」の文言を削除する。</p>	<p>事務局としては、本項目「本計画と行政との関係」の内容は議員の行動指針と重複することから、本案「5 発災時の議会・議員の行動指針(2)議員の行動指針」ア~ウとした。これにより、本項目は案から削除する。</p>
<p>6 災害に対応する組織とその構成 (1) 墨田区議会災害対策支援本部の設置</p>		
<p>【自民】 規程第2条を採用 【公明】 規程第2条を採用するとともに、同第3条に「議長が災害等の状況及び対策本部の開催等を踏まえて招集・主催。議長が欠けた場合は副議長が代理。議長・副議長がともに欠けた場合は議会運営委員会正副委員長、企画総務委員会正副委員長の順位に代理。」を加える。 【共産】 業務継続の体制及び活動の基準 ・議会の体制 墨田区災害対策本部の設置後、ただちに議会の業務継続を図るために墨田区議会災害対策支援本部を設置する。[規程第2条] 【立憲墨】 一人会派の意見が排除されないよう、必ず少数会派の意見が組み込まれるようにすべきである。 【きずな】 規程第2条 墨田区議会災害対策支援本部の設置 議長は、区対策本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部を設置するものとする。</p>	<p>議会の災害等対応組織(議会災害対策支援本部)については、規程第2条で既に記載されているので、同条を基本とする。 議長・副議長が欠けた場合の代理については、事務局案「6 災害に対応する組織とその体制(3)議会支援本部の招集等」に記載する。 なお、「少数会派の意見への配慮」(立憲墨)については、議会災害対策支援本部の本部員が、本部長・副本部長を除く「全ての議員」である(規程第3条第4項)ことから問題は生じない。 議長が欠けたときの体制については、次回検討する。 議長が欠けたときの体制については、事務局案「6 災害に対応する組織とその体制(3)議会支援本部の招集等イ」とする。</p>	<p>(1) 墨田区議会災害対策支援本部の設置 ア 議長は、区災対本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部(以下、「議会支援本部」という。)を設置する。 イ 議会支援本部は、議会の機能維持に伴う業務継続体制を構築する。 ・(1)アに「(以下、「議会支援本部」という。)」を追加した。</p>

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、は第3回(11/9)、は第4回(12/9)、は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
6 災害に対応する組織とその構成 (2) 議会支援本部の構成		
<p>【自民】規程第3条を採用</p> <p>【共産】[構成]議長、副議長、各派交渉会委員(議会運営委員会委員)</p> <p>【きずな】規程第3条 議会支援本部の構成 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。2 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。3 副本部長は、災害対策特別委員会委員長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。4 議会事務局長をして、連絡・情報・庶務担当とする[規程第7条第1号参照]。本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員と区議会事務局長ををもって充てる。</p>	<p>議会災害対策支援本部の構成については、規程第3条で既に記載されているので、同条を基本とする。</p> <p>なお、「事務局長を議会災害対策支援本部の連絡・情報・庶務担当とする」(きずな)ことについては、</p> <p>・規程第7条第1号「事務局長は、災対区議会部として対策本部会議に出席し、本部長に対策本部の情報を提供するとともに、本部長の指示により議会支援本部の情報を対策本部に伝達する。」</p> <p>・同条第3号「事務局長及び事務局次長を除く事務局職員は、対策本部の事務に従事する。」</p> <p>・区職員災害対応マニュアル(92ページ)「第13節 災対区議会部」(=区議会事務局)の分掌事務及び業務内容に「1 区議会との連絡調整に関すること。(1) 区議会議員の安否確認及び連絡調整等を行う。」「2 本部等との情報連絡に関すること。(1) 本部への報告・要請等を行う。」と記載されているため、これらを再整理して案文を作成する。</p>	<p>(2)議会支援本部の構成</p> <p>ア 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。</p> <p>イ 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。</p> <p>ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>エ 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員ををもって充てる。</p>
6 災害に対応する組織とその構成 (3) 議会支援本部の招集等		
<p>[議会支援本部員の責務]</p> <p>【自民】規程第4条を採用</p> <p>【共産】議長が災害等の状況及び対策本部の開催等を踏まえて、招集・主催。議長が欠けた場合は副議長が代理。議長・副議長がともに欠けた場合は議会運営委員会正副委員長、企画総務委員会正副委員長の順位</p> <p>【きずな】規程第4条 議会支援本部の連絡態勢等 議会支援本部を設置したときは、本部長は、副本部長及び本部員との連絡態勢を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集するものとする。</p>	<p>本部員の招集等については、規程第4条に記載されているため、同条を基本とする。</p> <p>議長・副議長が欠けた場合の代理については、「議長が災害等の状況及び対策本部の開催等を踏まえて招集・主催。議長が欠けた場合は副議長が代理。議長・副議長がともに欠けた場合は議会運営委員会委員長、同副委員長の順位に代理。」を記載する。</p>	<p>(3)議会支援本部の招集等</p> <p>ア 議会支援本部を設置したときは、本部長は、副本部長及び本部員との連絡体制を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集するものとする。</p> <p>イ 本部長が欠けた場合は、副本部長が代理する。本部長及び副本部長がともに欠けた場合の代理順位は、第1位を議会運営委員会委員長、第2位を同副委員長とする。</p>
<p>[議会支援本部員の責務]</p> <p>【自民】規程第4条を採用</p> <p>【共産】業務継続の体制及び活動の基準 ・業務継続(安否確認)体制の構築 議会の機能維持に伴う安否確認を中心とした業務継続体制の構築(議員・議会事務局)</p> <p>【きずな】業務継続の体制及び活動の基準 第一に、議員の安否確認を行い業務継続体制を構築する。 議会事務局の体制 災害状況などの詳細な情報提供・現状報告を議員に行うとともに、議員からの問合せ窓口を、一本化する。</p>	<p>議員(本部員)の責務については、規程第6条第2項を基本とするが、同項にはBCPの核である「業務継続体制の構築」に係る内容がないことから、同項に、「議会支援本部は、議会の機能維持に伴う業務継続体制を構築する。」を加えたものを案とする。</p>	<p>「業務継続体制の構築」に係る内容については、事務局案「6 災害に対応する組織とその構成(1)墨田区議会災害対策支援本部の設置」(1)イとして記載する。</p>
7 災害に対応する環境整備 (1) 通信の整備		
<p>【自民】計画に明記する必要なし</p> <p>【公明】同項目は「環境整備」とし、防災情報を取得するための機材整備の内容を明記 通信手段・ツールの確保については、具体的にどのようなツールが活用可能か、防災課と協議する必要がある。</p> <p>【共産】環境整備 審議を継続するための環境の整理</p> <p>[通信設備]</p> <p>【立憲墨】通信設備 災害時優先電話、衛星電話、防災無線等の確保</p> <p>【きずな】通信設備 電話、メール、SNS・オンライン会議等の利用 緊急エリアメール 伝言ダイヤルの利用 使用法の確認</p>	<p>通信環境の整備については、事務局案「9 議員の役割 (2) 議員(本部員等)の役割」イ(ア)において、「自らの安否及び自宅、連絡場所を、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等、可能な手段により、速やかに本部長に報告すること。」とあり、SNSを用意するかについては、次回検討する。</p> <p>事務局案の当項目の「通信設備」として、「通信の設備 災害時における議員、事務局職員等の安否確認及び情報連絡等の手段として、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等の通信環境を整備する。」と記載する(SNSは記載しない)。</p>	<p>通信の設備 災害時における議員、事務局職員等の安否確認及び情報連絡等の手段として、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等の通信環境を整備する。</p>

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、は第3回(11/9)、は第4回(12/9)、は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
7 災害に対応する環境整備 (2) 備蓄品等の確保		
<p>【自民】計画に明記する必要なし</p> <p>【公明】備蓄について明記。議員と事務局職員用として、非常用食料、飲料水(3日間程度)、および宿泊を伴う備品の確保(簡易トイレ、防災毛布、防災キットなど)</p> <p>【共産】備蓄品などの確保 非常用食料・飲料水の確保(議員・事務局職員用に3日間程度分)</p> <p>【立憲墨】備蓄品等の確保については、最大2~3週間分程度の確保が本区では必要であるため、実態と合わせた環境整備をすべきである。</p>	<p>議員(本部員等)用の食料備蓄の記載については、区庁舎における食料等の備蓄状況や議員(本部員等)が庁舎に宿泊する状況の可能性、議会運営の継続のための必要性等を踏まえて、次回検討する。</p> <p>事務局案に「備蓄品等の確保 発災後の議会活動を継続的に行うことができるよう、議員用として、3日間程度分の非常用食料、飲料水及び毛布等を確保する。」と記載する。</p> <p>第6回作業部会(令和3年1月12日開会)において、「備蓄品等の確保 発災後の議会活動を継続的に行うことができるよう、議員は、3日間程度分の非常用食料、飲料水及び毛布等を確保するよう努めるものとする。」と記載することとした。</p>	<p>備蓄品等の確保 発災後の議会活動を継続的に行うことができるよう、議員は、3日間程度分の非常用食料、飲料水及び毛布等を確保するよう努めるものとする。</p>
7 災害に対応する環境整備 (3) 防災服等の貸与		
<p>【自民】現行の貸与品を記載 防災服上衣 1着、防災服上衣(春・夏用) 1着、 防災服下衣 1着、制帽 1個、ベルト 1本、ヘルメット 1個、防寒服 1着、安全靴 1足 ・考え方(特記) 甚大な災害現場で救助等に直接当たらないことが前提</p> <p>【公明】防災服等の貸与を明記。検討事項である雨合羽 防水安全靴については、水害に備える雨合羽のみ、追加貸与とする。その場合、防災服同様、「墨田区議会」とのプリント有りを希望する。</p> <p>【共産】ゴム長靴の貸与については、安全靴のグレードを上げ防水のものにしても良いと考える。雨合羽も必要に応じて貸与することに問題はないと考え</p> <p>【きずな】墨田区議会議員に対する防災服等の貸与品目及び数量と訓練 防災服上衣 1着、防災服上衣(春・夏用) 1着、 防災服下衣 1着、制帽 1個、ベルト 1本、ヘルメット 1個、防寒服 1着、安全靴 1足 雨合羽及びゴム長靴の貸与については、行わない。</p>	<p>防災服等の貸与については、現在の貸与品目及び数量を記載するとともに、雨合羽(「墨田区議会」名のプリントあり)を追加する。</p>	<p>防災服等の貸与 議員による災害時等の活動に資するため、全議員に次の備品を貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災服上衣 1着 ・防災服上衣(春・夏用) 1着 ・防災服下衣 1着 ・制帽 1個 ・ベルト 1本 ・ヘルメット 1個 ・防寒服 1着 ・安全靴 1足 ・雨合羽 1着 <p>・「議員による災害時等の活動に資するため、全議員に次の備品を貸与する。」を追加した。</p>
7 災害に対応する環境整備 (4) 資格の取得		
<p>【自民】計画に明記する必要なし</p> <p>【公明】防災士取得についても明記するが、特に予算措置をせずに、啓発のみに留める。</p> <p>【きずな】救急救命資格の取得 日本防災士機構が認証する防災士資格の取得</p>	<p>事務局案に「議員は、災害時に有効な資格の取得に努めるものとする。」を記載する。</p> <p>具体的な資格名称は記載しない。</p>	<p>資格の取得 議員は、災害時に有効な資格の取得に努めるものとする。</p>
7 災害に対応する環境整備 (5) 訓練の実施		
<p>【自民】計画に明記する必要なし</p> <p>【公明】具体的な研修・訓練の実施を明記</p> <p>【共産】研修・訓練の実施 ・災害用伝言ダイヤル(171)の体験利用期間を活用した議員安否情報把握訓練の実施 ・執行機関が実施する防災訓練等と連携した訓練の実施 ・議員と議会局職員を対象とした防災及び減災、危機</p> <p>【立憲墨】訓練については、8月~9月の台風シーズンを考慮した訓練実施計画にすべきである。</p>	<p>事務局案に、「執行機関が実施する防災訓練等と連携した訓練の実施」を記載する。</p>	<p>訓練の実施 区が実施する防災訓練等と連携した訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「区の執行機関が」を「区が」に修正した。
<p>[A E D の設置]</p> <p>【きずな】議会事務局に、A E D の設置とともに、年に一度の防災訓練を行う。図上訓練の実施、災害対策特別委員会の被災地視察</p>	<p>A E D の設置については、庁舎内の配置状況、基準等を踏まえた上で、次回検討する。</p> <p>A E D の設置については、事務局案に記載しないこととする。</p>	

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
<p>7 災害に対応する環境整備 (6) 審議を継続するための環境の整備</p>		
<p>【自民】今の環境で対応できるのでは 【公明】オンラインによる委員会等の審議を継続するための環境を構築と明記 【共産】業務継続の体制及び活動の基準 ・審議を継続するための環境の整理 オンライン会議を実施するために必要な整備。会議録検索システム断線防止のためのネットワーク回線の二重化 【立憲墨】審議を継続するため、ネットワーク回線を二重化すべきである。</p>	<p>発災時の審議継続のためのオンライン会議実施に係る必要な整備については、事務局案に「オンラインによる委員会等の審議を継続するための環境は、議会改革特別委員会での検討を踏まえて、将来に向けて構築する。」と記載する。</p>	<p>審議を継続するための環境の整備 オンライン会議システムの導入など委員会等の審議を継続していくための環境整備については、議会改革特別委員会での議論を踏まえて、将来に向けて検討を進めていくこととする。 ・「オンラインによる」を「オンライン会議システムの導入など」に、「継続する」を「継続していく」に、「環境」を「環境整備について」に、「検討」を「議論」に、「構築」を「検討を進めていくことと」に、それぞれ修正した。</p>
<p>[ハンドブックの作成] 【公明】ハンドブックは不要 【共産】計画の運用 ・携帯ハンドブック 計画の常時確認、迅速な対応に資する、必要な組織体制、行動基準をまとめた携帯ハンドブックの作成 【立憲墨】個人の行動基準をまとめたハンドブックを作成すべきである。</p>	<p>ハンドブックの作成は、不要とする。</p>	
<p>8 議会の役割 (1) 発災前 (2) 発災直後 (3) 復旧・復興期</p>		
<p>【自民】 ア 災害等発生時の議会支援本部の設置と対策本部への必要な協力・支援 イ 議員から提供された地域の被災状況情報に係る議会支援本部への提供、対策本部からの災害情報等に係る議会支援本部を通じた議員への伝達 ウ 被災状況や被災者等の意見・要望等に係る対策会議での調整と対策本部への提案、提言、要望 対策本部と連携・協力した国・都等への要望 エ 復旧・復興に向けた必要な条例、予算等の速やかな審議 ・考え方(特記) 墨田区では議員が得た情報はすべて議会(支援本部)で一元化する。 被災状況、被災者からの意見・要望も、いったん議会(支援本部)に集めて調整する。行政との窓口は議会の代表者が務める。 【公明】上記の内容で良いが書き方として ア～ウ 発災直後 ウ～エ 公助が求められる段階に分け、さらに水害などを想定して、発災前を追加し、「住民への情報提供」を明記する。 【共産】議会・議員等の役割、情報伝達 ・議会の役割 災害等発生時の議会支援本部の設置と対策本部への必要な協力・支援 議員から提供された地域の被災状況情報に係る対策本部への提供 対策本部からの災害情報等に係る議員への伝達 被災状況や被災者等の意見・要望等に係る対策本部での調整と議会支援本部への提案、提言、要望(本部員等が対策本部に要請しようとするときは、本部長がその内容を集約し、伝達する。[規程第5条]) 対策本部と連携・協力した国・都等への要望 復旧・復興に向けた必要な条例、予算等の速やかな審議</p>	<p>下記ア～エを基本とする。 ア 災害等発生時の議会支援本部の設置と対策本部への必要な協力・支援 イ 議員から提供された地域の被災状況情報に係る対策本部への提供、対策本部からの災害情報等に係る議会支援本部を通じた議員への伝達 ウ 被災状況や被災者等の意見・要望等に係る議会支援本部での調整と対策本部への提案、提言、要望 エ 復旧・復興に向けた必要な条例、予算等の速やかな審議 また、議員が得た情報はすべて議会(支援本部)で一元化すること、被災状況、被災者からの意見・要望もいったん議会(支援本部)に集めて調整すること、行政との窓口は議会の代表者が務めること等の内容を追各項目を、 発災前：住民への情報提供(追加) 発災直後(ア～ウ) 公助が求められる段階(ウ～エ)に分ける。 事務局案「(1)発災前」に、住民への情報提供の内容を記載するかについては、次回検討する。 ・【公明】水害の時、避難所開設の区の考え方等を議員として把握するために必要だと判断した。 (委員意見) ・区が公に発信した以上の情報はない。 区の情報以外の内容に広がり、混乱が生じる可能性がある。 「区情報の把握」等に留めておくべきではないか。 事務局案「(1)発災前」に区災対本部が発表した情報の区民への提供については加えないこととする。</p>	<p>(1)発災前 ア 区の対応状況等を把握する。 (2)発災直後 ア 災害等の発生時において、議会支援本部を設置する。 イ 本部員等が得た地域の被災状況などの情報を議会支援本部に一元化するとともに、それらの情報を区災対本部に提供する。 ウ 区災対本部からの災害情報等を議会支援本部を通じて本部員等に伝達する。 エ 被災状況や被災者等の意見・要望等を議会支援本部において調整するとともに、区災対本部に提案・提言・要望を行う。 (3)復旧・復興期 ア 区災対本部と連携・協力し、国・都等への要望を行う。 イ 復旧・復興に向けて、必要な条例、予算等を速やかに審議する。 事務局としては、本案(3)は、同(1)(2)との時系列性を考慮し、「復旧・復興期」とした。 ・(1)～(3)の文体を、箇条書きから通常文(例：…は～とする。)に変更した。 ・(2)イ、ウの「議員」を「本部員等」に、(3)「復旧・復興時」を「復旧・復興期」に修正した。</p>

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
<p>【立憲墨】議会の役割については、具体的に方向性が示されるべきである。</p> <p>【きずな】被災状況や被災者等の意見・要望等に係る議会支援本部での調整と対策本部への提案、提言、要望</p> <p>復旧・復興に向けた必要な条例、予算等の速やかな審議</p>		
<p>9 議員の役割 (1) 議長(本部長)の役割</p>		
<p>【自民】規程第6条第1項を採用</p> <p>【公明】規程第6条第1項の内容が良いが、現行の(1)の前に、「直ちに区対策本部に入ること。」を追記</p> <p>【共産】議長の役割 議会支援本部の設置 災害時伝言ダイヤル又はメール一斉送信等による全議員への連絡と本部員の招集 区災対本部との連絡・調整</p> <p>【立憲墨】区が拾いきれない地域の災害情報の収集等は、議会と行政が互いに情報共有できる事案のため情報共有できる仕組みを作る事は住民の安全に寄与すると考える。</p> <p>【きずな】規程第6条第1項 議会支援本部の役割</p>	<p>議長(本部長)の役割については、規程第6条を基本とする。</p> <p>ただし、「本部長の任務は、次のとおりとする。」の前に「本部長は、墨田区災害対策本部に入ること」の文言を入れるかの可否については、次回検討する。</p> <p>「本部長は、墨田区災害対策本部に入ること」の文言については、記載しないこととする。</p>	<p>(1)議長(本部長)の役割</p> <p>ア 議会支援本部設置前 議長(本部長)の任務は、次のとおりとする。 (ア)議員の自宅、連絡先等をあらかじめ把握しておくこと。 (イ)災害等が会議開会中に発生した場合、必要に応じて会議を中断(臨時休憩)又は散会し、区議会事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を行うこと。 (ウ)災害の状況及び必要に応じて、区庁舎(区議会事務局)に登庁し、区議会事務局長と対応を協議すること。</p> <p>イ 議会支援本部設置後 (ア)本部員等の安否等を速やかに確認すること。 (イ)区災対本部からの情報提供を受け、必要に応じて本(ウ)本部員等から受けた情報を必要に応じて集約し、区災対本部へ伝達する。 (エ)必要に応じて区災対本部に要請する。 (オ)区災対本部からの要請に対し、本部員等と連携・協力する。 (カ)その他必要と認める事項</p> <p>本案イ(エ)は、規程第5条を追加したもの。</p> <p>・「(1)議長の役割」を「議長(本部長)の役割」に、(1)ア(イ)の「開催」を「開会」にそれぞれ修正した。</p> <p>・「ア 議会支援本部設置前」の下に、「議長(本部長)の任務は、次のとおりとする。」を追加した。 ア(イ)に「又は散会」を追加した。</p> <p>・アに「(ウ)災害の状況及び必要に応じて、区庁舎(区議会事務局)に登庁し、区議会事務局長と対応を協議すること。」を追加した。</p> <p>・イ(オ)の「連携し、協力」を「連携・協力」に修正した。</p>
<p>9 議員の役割 (2) 議員(本部員等)の役割</p>		
<p>【自民】規程第6条第2項を採用</p> <p>【公明】規程第6条第2項の内容が良いが、(1)の報告については、「安否確認表」として、統一した様式を作成する。併せて、具体的な連絡方法等についてもルール作りをし、明記すべき。それに伴い(4)の様式の内容についても改訂する。</p> <p>(2)(3)については、一文にまとめ、冒頭に「自身及び家族の安全確保後、」との文言を加える。</p> <p>「区災対本部から得た災害等情報、支援情報の区民への提供」を加え、「及び区民からの相談対応」との文言も追加すべき。さらに「災害が会議(本会議・委員会)開催中に発生した場合 議長・委員長が必要に応じて会議を中断(臨時休憩)。及び事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を実施」も追記する。</p>	<p>議員の役割についても、規程第6条を基本とする。</p> <p>連絡方法等として「メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等、可能な手段による」を加える。</p> <p>同規程第6条第2項(2)については、別項の適当な箇所に移動する。</p> <p>事務局としては、規程第6条第2項(2)は、議員の役割の要素が強いため、本案(2)イ(イ)とし同項(3)については、冒頭に「自身及び家族の安全確保後」「議員としての立場(非代替性)を踏まえた」の文言をそれぞれ加える(本案(2)イ(イ)とした)。</p> <p>「区災対本部から得た災害等情報、支援情報の区民への提供」を加えるとともに「及び区民からの相談対応」の文言を追加する(本案(2)イ(オ)とした)。</p>	<p>(2)議員(本部員等)の役割</p> <p>議員(本部員等)の任務は、次のとおりとする。</p> <p>ア 議会支援本部設置前 区災対本部が発表した情報を区民に提供する。</p> <p>イ 議会支援本部設置後 (ア)自らの安否及び自宅、連絡場所等を、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等、可能な手段により本部長に報告すること。なお、その際「安否確認表」(様式1)又はこれに準じた書式を用いることとする。</p> <p>・イ(ア)に「なお、その際『安否確認表』(様式1)又はこれに準じた書式を用いることとする。」を追加した。</p> <p>(イ)自身及び家族の安全確保後、議員としての立場(非代替性)を踏まえた上で、消防団など地域での災害救助活動への参画に努めること。</p> <p>(ウ)災害の状況に応じて、安全な場所で待機し、議長の指示を待つこと。</p>

<p style="text-align: center;">各会派の考え方</p>	<p style="text-align: center;">作業部会における決定事項</p> <p>は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項</p>	<p style="text-align: center;">作業部会案</p> <p>は、作業部会案を事務局で修文等をした内容</p>
<p>【共産】議員の役割 災害時伝言ダイヤル、メール等可能な手段による自身の安否・居場所・連絡場所・被害状況等の連絡(議長[事務局]) 本人の被災状況確認後、今後の被災状況、連絡方法・連絡先等に関するメール、FAX等可能な方法による事務局への連絡及び災害等にかかる積極的な情報 区民の安全確保、応急対応等の地域活動への従事と区災対本部との連絡体制の常時確保 区災対本部から得た災害等情報、支援情報の区民への提供 災害が会議(本会議・委員会)開催中に発生した場合 議長・委員長が必要に応じて会議を中断(臨時休憩)及び事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を実施</p> <p>【きずな】本部員等の任務は、次のとおりとする。 (1) 自らの安否及び居所、連絡場所を速やかに本部長に報告すること。 (2) 消防団等、地域での役割がある場合は、必要に応じてその活動に従事すること。 (3) 地域での災害救助活動への参画に努めること。 (4) 地域で得た情報を本部長に報告すること。 (5) 本部長を通じた対策本部からの要請に対し協力すること。[規程第6条第2項]</p>	<p>「災害が会議(本会議・委員会)開催中に発生した場合 議長・委員長が必要に応じて会議を中断(臨時休憩)。及び事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を実施」を加える。 事務局案「(2)イ(イ)」について、議員が議会活動より地域活動を優先するかどうかは、個々の判断による。</p>	<p>(工)地域で得た情報は、必要に応じて「情報連絡表」(様式2)又はこれに準じた書式により本部長に報告すること。 (オ)議会支援本部及び区災対本部から得た災害情報、支援情報等を区民に提供するとともに、区民からの相談に対応すること。 ・(オ)の文体を、箇条書きから通常文(例:…は~とする。)に変更した。 (カ)本部長を通じた区災対本部からの要請に対し協力すること。 (キ)その他本部長が必要と認める事項 ・「(2)議員の役割」を「(2)議員(本部員等)の役割」に、「本部員等」を「議員(本部員等)」にそれぞれ修正した。 ・「議員(本部員等)の任務は、次のとおりとする。」の下に、「ア 議会支援本部設置前 区災対本部が発表した情報を区民に提供する。イ 議会支援本部設置後」を追加し、以下、記号を変更した。 ・(2)に「(ウ)災害の状況に応じて、自宅・庁舎等で待機し、議長の指示を待つこと。」を追加し、以下、記号を変更した。 ・イ(エ)の「墨田区議会震災等災害時情報収集シート(様式)」を「『情報連絡表』(様式2)」に変更した。</p>
<p>9 議員の役割 (3) 全国瞬時警報システム(「Jアラート」)発令時の議員の対応</p>		
<p>【自民】武力に対する対応は別で定める。 【公明】災害の対象に「武力攻撃」もあることから、「全国瞬時警報システム(「Jアラート」)」の内容も追記すべき。</p>	<p>全国瞬時警報システム(「Jアラート」)「2 区議会議員の対応」は、事務局案の対象とし、文案に入れる。ただし、武力攻撃・大規模テロ等については、「目的」の項目には入れないこととする。 全国瞬時警報システム(「Jアラート」)「2(1)区議会議員は、Jアラートが発令された場合には、防災行政無線及びエリアメール・緊急速報メール、テレビ、ラジオなどを確認し正しい情報を得るとともに、身の安全確保を図る。」及び「(2)ア 危機管理対策本部体制の場合 ・(1)の対応を継続する。」は同内容なので、統合して事務局案に記載する。</p>	<p>(3)全国瞬時警報システム(「Jアラート」)発令時の議員の対応 ア 危機管理対策本部体制の場合は、防災行政無線及びエリアメール・緊急速報メール、テレビ、ラジオなどを確認し正しい情報を得るとともに、身の安全確保を図る。 イ 災害対策本部体制又は国民保護対策本部体制の場合は、「震災等災害時の墨田区議会対応規程」により(国民保護対策本部の場合は準用し)、議会支援本部を設置し、対応する。 なお、いずれの場合にも、危機管理担当又は区議会事務局から、適宜、区議会議員に情報提供等を行う。 ・(3)「区議会議員」を「議員」に修正した。 イの「墨田区議会災害対策支援本部」を「議会支援本部」に修正した。</p>
<p>10 事務局職員の役割 (1) 事務局長の役割</p>		
<p>【自民】事務局の意見を聞く 【公明】規程第7条を採用するとともに、自身の安全確保、被災者がいる場合の救出・支援の実施 (ア)議員、職員の安否確認(災害用伝言ダイヤル、メール、FAX等) (イ)議長・副議長の安否確認・登庁依頼 (エ)議員、職員の安否情報の議長報告及び 事務局長が不在の際の職務代理順位 第1位:事務局次長 第2位:庶務係長 第3位:議事主査・調査主査 を追記する。 【共産】事務局職員の役割 自身の安全確保、被災者がいる場合の救出・支援の実施 (ア)議員、職員の安否確認(災害用伝言ダイヤル、メール、FAX等)</p>	<p>大項目「事務局職員の役割」については、規程第7条及び区職員災対マニュアル、区議会事務局における新型コロナウイルス感染症対策(令和2年4月10日各派交渉会決定)等でほとんどの内容が記載済であるため、記載済事項等を整理し、案を再作成する。 事務局提案として「本部員等(正副議長、議員)の自宅、連絡場所等を事前に把握する。」を記載する。 事務局職員の地域における救援・救助活動への協力に係る範囲、基準等については、区職員災対マニュアル・災対救護部【体制及び事務・業務内容】2(3)(37ページ)に次のとおり記載されている。 ・避難者の中に負傷者がいる場合は、施設に配備されてある応急救護用品を活用し、応急救護を行う。 ・避難者の中の要配慮者を把握し、派遣された災対要配慮者救護部に報告する。 ・負傷者等の医療機関又は福祉避難所への搬送が必要な場合は、無線により災対総務部総務隊企画情報班に報告する。</p>	<p>(1)事務局長の役割 事務局長は、次の対応を行う。 ア 議会支援本部設置前 (ア)議長、副議長、議員の自宅、連絡場所等を事前に把握する。 (イ)区の対応状況等を把握する。 イ 議会支援本部設置後 (ア)区庁舎外にいる場合は、災害の状況及び必要に応じて、区庁舎(区議会事務局)に登庁し、災害への対応を行う。 (イ)議長・副議長の安否を確認するとともに、登庁を依頼する。 (ウ)議会支援本部の設置について、議長と調整する。 (エ)議員(本部員)、事務局職員の安否確認を、メール、FAX、災害時優先電話、伝言ダイヤル等により行う。 (オ)議員(本部員)、事務局職員の安否情報を議長に報告する。</p>

「墨田区議会BCP(業務継続計画)」に係る災害対策特別委員会作業部会の検討内容

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
<p>(イ) 議長・副議長の安否確認・登庁依頼 (エ) 議員、職員の安否情報の議長報告 【立憲墨】「被災者がいる場合の救出・支援の実施」について、どこまでの範囲が改めて協議する必要がある。</p>	<p>事務局職員の救援・救助活動の協力範囲等については、次回、事務局案を提示する。</p>	<p>(カ) 災対区議会部として区災対本部会議に出席し、本部長(議長)に区災対本部及び関係機関等の情報を提供するとともに、本部長の指示により議会支援本部の情報を区災対本部に伝達する。 ・「区災対本部」の後に「及び関係機関等」を追加する。 (キ) 必要に応じて報道関係者への対応を行う。</p>
<p>[区災対本部との調整] 【自民】 規程第7条第1号を採用 ・考え方(特記) 区議会事務局職員に関しては墨田区BCPに役割と行動が既に記載されている。 【共産】 (オ) 議会支援本部設置に係る議長との調整 (カ) 事務局長の区災対本部への出席</p>	<p>議会支援本部設置に係る議長との調整及び事務局長の区災対本部への出席については、規程第7条第1号に記載されている。</p>	<p>議会支援本部設置に係る議長との調整については、事務局案(1)イ(ウ)に記載 事務局長の区災対本部への出席については、事務局案(1)イ(カ)に記載</p>
<p>[本部長・本部員への連絡・報告等] 【共産】 (ク) 議会支援本部・各派交渉会(議会運営委員会)の開催に係る所属議員への連絡 (ケ) 区災対本部、議員等から入手した情報の本部長への報告、対応協議</p>	<p>議会支援本部・議会運営委員会等の開会に係る所属議員への連絡については、事務局案「10 事務局職員の役割(2)」イ(キ)cに含まれる。 区災対本部や議員等から入手した情報の本部長への報告、対応協議については、規程第7条第1号に含まれる。</p>	<p>議会支援本部・議会運営委員会等の開会に係る所属議員への連絡については、事務局案(2)イ(キ)cに記載済 区災対本部や議員等から入手した情報の本部長への報告、対応協議については、事務局案(1)イ(カ)で記載済</p>
<p>(コ) 報道対応</p>	<p>報道対応については、事務局案「10 事務局職員の役割」に記載する。</p>	<p>報道対応については、事務局案(1)イ(キ)に記載</p>
<p>[区災対本部・議員等との情報共有] 【自民】 [議員と区災対本部、議会支援本部等との情報伝達] ・区災対本部及び関係機関から収集・整理した災害等情報等 議会支援本部(=事務局長)を通じた議員への伝達 ・議員が把握した地域の被災状況 議会支援本部(=事務局長)を通じた区災対本部への提供(救急・救命等緊急性の高い情報は直接関係機関へ) 【公明】 具体的に明記するには、墨田区の現状を確認する必要がある。 【共産】 議員と区災対本部、議会支援本部等との情報伝達 区災対本部及び関係機関から収集・整理した災害等情報等 議会支援本部(=事務局長)を通じた議員への伝達 議員が把握した地域の被災状況 区災対本部(=事務局長)へ提供する(救急・救命等緊急性の高い情報は直接関係機関へ)。議会の業務継続に係る情報は議会支援本部(=事務局長)へ提供する。</p>		<p>「議員と区災対本部、議会支援本部等との情報伝達」は、事務局案(1)イ(カ)に記載済</p>

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
10 事務局職員の役割 (2) 事務局職員の役割		
		<p>(2)事務局職員の役割 事務局職員は、次の対応を行う。 主に、議会支援本部設置後の役割について記載。ただし、事務局長の役割と重複するものを除く。</p> <p>ア 議会支援本部設置前 (ア)議長、副議長及び議員の自宅、連絡場所等を事前に把握する。 (イ)区への対応状況等を把握する。</p> <p>イ 議会支援本部設置後 (ア)自身の安全を確保し、被災者がいる場合には救出、支援を行う。 a. 被災者の中に負傷者がいる場合は、施設に配備されている応急救護用品を活用し、応急救護を行う。 b. 被災者の中に要配慮者がいる場合は、災対要配慮者救護部に報告する。 c. 負傷者等で医療機関等への搬送が必要な場合は、災対総務部に報告する。</p> <p>・「(1)区議会事務局長は、次の対応を行う。」を「(1)事務局長の役割 事務局長は、次の対応を行う。 ア 議会支援本部設置前 (ア)議長、副議長、議員の自宅、連絡場所等を事前に把握する。(イ)区への対応状況等を把握する。 イ 議会支援本部設置後 (ア)区庁舎外にいる場合は、災害の状況及び必要に応じて、区庁舎(区議会事務局)に登庁し、災害への対応を行う。」と修正し、以下、記号を変更した。</p> <p>・事務局職員の役割については、事務局長の役割と重複するものについても、内容をわかりやすくするために記載した。</p>
<p>[本部員への連絡、来庁者等の避難誘導] 【共産】 ・災害発生に係る必要に応じた議員への連絡 ・災害発生又は事務局の連絡から24時間経過して連絡がない議員についてのメール、FAX等による連絡と、本人の被災状況、連絡方法・連絡先の確認 ・災害が会議(本会議・委員会)開催中に発生した場合 議長・委員長の指示による傍聴者の避難誘導の実施(それ以外の場合も議会フロアにいる区民の避難誘導)</p>	<p>災害発生時における必要に応じた議員への連絡及び連絡がつかない本部員(議員)への再連絡については、事務局案に記載する。 確認できない場合は、災害時優先電話や伝言ダイヤルも活用する。なお、議員の居宅まで赴いての確認は行わない。 会議(本会議・委員会)開催中の避難誘導については、事務局案に記載する。 ・負傷者等がいる場合の対応は、区職員災対マニュアル 災対救護部【体制及び事務・業務内容2(3)】を参考として検討する。</p>	<p>(イ)区庁舎外にいる場合は、災害の状況及び必要に応じて、区庁舎(区議会事務局)に参集し、災害の対応を行う。 (エ)必要に応じて、議員に対し、災害発生に関する連絡を行う。 (オ)災害発生又は事務局の連絡から24時間経過してもなお連絡がつかない議員(本部員)に対し、メール、FAX、災害時優先電話、伝言ダイヤル等、可能な手段により状況確認を行う。 (カ)災害が会議開催中に発生した場合は、議長・委員長の指示により、傍聴者、来庁者等を安全な場所に避難誘導する。 負傷者等がいる場合の対応は、事務局案(2)イ(ア)に記載済 (キ)その他 a. 区災対本部及び議会支援本部の事務に従事する。 b. 区災対本部と議会支援本部との連絡調整を行う。 c. 本部長・副本部長、本部員の安否確認及び連絡調整等を行う。 d. 区災対本部への報告・要請等を行う。 e. 復旧・復興期において、会議の再開に向けた準備を行う。</p> <p>・(2)イに「(イ)区庁舎外にいる場合は、災害の状況及び必要に応じて、区庁舎(区議会事務局)に参集し、災害の対応を行う。」を追加し、(イ)及び(ウ)以降の記号を変更した。</p> <p>・(2)(オ)「連絡がない場合は、」を「連絡がつかない議員(本部員)に対し、」に修正した。また、(2)イ(キ)aに「及び議会支援本部」を、(2)イ(キ)に「e 復旧・復興期において、会議の再開に向けた準備を行う。」を追加した。</p>

「墨田区議会BCP(業務継続計画)」に係る災害対策特別委員会作業部会の検討内容

各会派の考え方	作業部会における決定事項	作業部会案
<p>【共産】</p> <p>(ウ) 議事堂の状況確認</p> <p>(キ) 議事堂の復旧、会議開催場所の確保</p>	<p>は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項</p> <p>下記を事務局案「事務局職員の役割」の中に明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事堂の状況確認 ・ 議事堂の復旧、会議開催場所の確保 <p>墨田区議会基本条例等に基づき、「議会棟」を「議事堂」に修正する。</p>	<p>は、作業部会案を事務局で修文等をした内容</p> <p>(ウ) 議事堂の破損状況等を確認し、可能な範囲で復旧して各種会議を開催する。議事堂が使用できない場合は、各種会議を開催する代替場所を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局案(2)イ(イ)の追加に伴い、記号を(イ)から(ウ)に変更した。
<p>(コ) 報道対応</p>	<p>報道対応については、事務局案「事務局職員の役割」に記載する。</p>	<p>報道対応については、事務局案(1)イ(キ)に記載</p>
<p>10 事務局職員の役割 (3) 事務局長の職務代理順位</p>		
<p>事務局長が不在の際の職務代理順位</p> <p>第1位：事務局次長 第2位：庶務係長 第3位：議事主査・調査主査</p>	<p>事務局案(3)「事務局長の職務代理順位」に係る第3位の代理者については、区職員災害対策マニュアル「第2章 墨田区の災害対策態勢 第1節 態勢の種別(1)(2)」(3ページ)を踏まえて検討する。</p>	<p>(3)事務局長の職務代理順位</p> <p>区議会事務局長の職務代理順位は、次のとおりとする。</p> <p>第1位を事務局次長、第2位を庶務係長、第3位を議事主査・調査主査とする。なお、第3位の代理者及び事務局案(3)については、区職員災対マニュアル「第1節 態勢の種別(1)(2)」(3ページ)が事務局の職務代理者及び代理順位を示しているものではないこと、同92ページの災対区議会部組織図には、班長としての庶務係長の次に班員として「庶務・議事・調査」の各係が定められていることを踏まえ、事務局案を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(3)事務局長の職務代理順位は、次のとおりとする。」を「(3)事務局長の職務代理順位 区議会事務局長の職務代理順位は、次のとおりとする。」に修正した。
<p>11 発災前後における情報共有 (1) 議員による情報伝達 (2) 事務局職員による情報伝達</p>		
<p>【公明】</p> <p>連絡・参集方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の連絡態勢 <p>連絡方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等発生時の通信環境の悪化に備えた複数の連絡方法・連絡先の準備 <p>上記に「発災前について」を加える必要がある。</p> <p>【共産】連絡・参集方法等</p> <p>災害発生時の連絡態勢</p> <p>連絡方法</p> <p>災害等発生時の通信環境の悪化に備えた複数の連絡方法・連絡先の準備</p> <p>参集方法</p> <p>災害等発生時の交通機関・道路状況を予想した参集方法・経路等の準備・想定</p>	<p>本項目については、第2回・第3回での検討内容、区職員災対マニュアル等の情報提供に係る項目を、</p> <p>(1) 議員による情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災前 ・ 発災直後 ・ 発災対応中～復興期 <p>(2) 区議会事務局職員による情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災前 ・ 発災直後 ・ 発災対応中～復興期 <p>に分けて整理する。</p> <p>災害等発生時の通信環境の悪化に備えた複数の連絡方法・連絡先の準備の記載については、「行動基準」表を作成した上で判断する。</p> <p>情報端末が利用できない場合の想定(立憲墨)については、事務局案「9 議員の役割 (2) 議員(本部員等)の役割」イ(ア)において、「自らの安否及び自宅、連絡場所を、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等、可能な手段により、速やかに本部長に報告すること。」とあり、事務局職員についてもそれを参考としたい。</p> <p>参集方法については、記載しない。</p>	<p>(1) 議員による情報伝達</p> <p>ア 発災前(議会支援本部設置前)</p> <p>(ア) 自宅、連絡場所等を議長に報告する。</p> <p>イ 発災直後(議会支援本部設置前から設置後)</p> <p>(ア) 自らの安否及び自宅、連絡場所等を、本部長に報告する。</p> <p>(イ) 自ら得た地域の被災状況などの情報を区災対本部に提供する。</p> <p>(ウ) 被災状況や被災者等の意見・要望を議会支援本部に伝達する。</p> <p>ウ 発災中～復旧・復興期</p> <p>(ア) 自ら得た地域の被災状況などの情報を議会支援本部に提供する。</p> <p>(イ) 議会支援本部及び区災対本部から得た災害情報、支援情報等を区民に提供するとともに、区民からの相談に対応する。</p> <p>(ウ) 国・都等への意見・要望を議会支援本部に伝達する。</p> <p>(2) 事務局職員による情報伝達</p> <p>ア 発災直後(議会支援本部設置前から設置後)</p> <p>(ア) 議長・副議長の安否を確認するとともに、登庁を依頼する。</p> <p>(イ) 議員(本部員)、事務局職員の安否を確認するとともに、議長(本部長)に報告する。</p> <p>(ウ) 災対区議会部の従事者を把握するとともに、区災対本部(総務部)に報告する。</p> <p>(エ) 議会支援本部を設置した際、本部員等に本部長による招集を伝達する。</p> <p>(オ) 区災対本部からの災害情報等を本部員に伝達する。</p> <p>イ 発災中～復旧・復興期</p> <p>(ア) 本部長(議長)に対し、区災対本部及び関係機関等の情報を提供する。</p> <p>(イ) 区災対本部からの災害情報等を本部員(議員)に伝達する。</p> <p>(ウ) 本部員(議員)が得た地域の被災状況などの情報を本部長に報告するとともに、区災対本部に提供する。</p>

次ページへ続く。

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、 は第3回(11/9)、 は第4回(12/9)、 は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
		<p>・(1)(2)の文体を、箇条書きから通常文(例: ...は~とする。)に変更した。</p> <p>・(1)イの「」を「から」に、同イ(イ)の「議員が」を「自ら」に、同ウ(ア)の「議員が」を「自ら」に、それぞれ修正した。</p> <p>・(2)ア(オ)の「本部員に伝達」を「議員に伝達」に、同イ(ア)の「本部長(議長)」を「本部長」に、同イ(イ)(ウ)の「議員」を「本部員(議員)」にそれぞれ修正した。</p> <p>・(1)ウ、(2)イの「発災対応中~復興期」を「発災中~復旧・復興期」に修正した。</p>
12 発災時の議会運営 (1) 議員が被災した場合		
<p>【自民】 本会議場及び委員会室が使用不可能な場合 代替施設を選定して対応 ・考え方(特記) 議場が被災して使用不可となった場合を除いて、議会基本条例内で運用ができるのではないかと。 【公明】「オンライン会議の規程整備」の内容について、加える必要がある。 【共産】災害等発生時における議会運営 [議員が被災等した場合] 議会運営委員会、本会議、常任委員会及び特別委員会等の運営 [事務局職員が被災等した場合] ・被災者が少数のとき 係内、係間の応援体制による会議(本会議及び委員会)の運営 ・被災者が多数になったとき 状況により、会議(本会議及び委員会)の開催日の変更等の検討 [説明員が被災等した場合] ・多数被災等により議案審査等に支障が生じるおそれがある場合、会議(本会議及び委員会)の開催日の変更等の検討 【立憲墨】議員が被災等した場合の議会運営委員会の運営については、定足数が確保できるときに会派から1名の委員も出席できないときは、その会派から代理の議員1名を出席させて委員会を開催する(代理の議員は発言できるが表決には参加できない)。また、代理の議員も出せない場合には、開催日の変更を検討する。変更が困難等の場合においては、理事会で対応を協議するなど、災害時の緊急事態を想定した詳細な議会運営の在り方を検証すべきである。</p>	<p>墨田区議会基本条例及び同会議規則、同委員会条例等を基本として記載する。 事務局案(1)イ(ア)(イ)及びエ(ア)(イ)の「定足数」を「定足数(委員定数の半分以上)」とする。また、ウ(ア)(イ)の「定足数」を「定足数(議員定数の半分以上)」とする。 事務局案「イ 議会運営委員会の運営 (イ)定足数が確保できないとき b その日において、議会運営上の協議や調整が必要となる場合には、正副議長及び議会運営委員会委員が対応を協議する。」を削除する。 事務局案「ウ 本会議の運営 (ア)定足数が確保できるとき a 所属する議員の1/3を超える欠席者が見込まれる会派が生じたときは、各派交渉会及び議会運営委員会を開会し、開会日の変更を検討する。変更が困難等の場合においては、各派交渉会及び議会運営委員会に対応を協議する。」及び「b 開会日の変更検討 (a)休会の日に開会する(区議会会議規則第9条第3項) (b)会期の延長(区議会会議規則第5条)を行い、新たな開会日を決定する。」をそれぞれ削除し、「欠席議員があっても開会する。」とする。</p>	<p>墨田区議会基本条例及び同会議規則、同委員会条例等を基本として、次の対応を行う。</p> <p>(1)議員が被災した場合 ア 各派交渉会の運営 (ア)欠席議員があっても、各交渉団体から1人以上の各派交渉会委員が出席できる場合は、原則として開会する。(第19期墨田区議会申合せ第3の6(1)) (イ)開会できない場合は、新たな開会日を議長が定める。(第19期墨田区議会申合せ第3の5(1)) イ 議会運営委員会の運営 (ア)定足数(委員定数の半分以上)が確保できるとき欠席議員があっても開会する。 (イ)定足数(委員定数の半分以上)が確保できないとき当日の委員会は流会となるので、新たな開会日を委員長が定める。 (ウ)正副委員長が不在となったとき 年長委員が職務を代行する(区議会委員会条例第9条第2項)。 ウ 本会議の運営 (ア)定足数(議員定数の半分以上)が確保できるとき欠席議員があっても開会する。 (イ)定足数(議員定数の半分以上)が確保できないとき a 議会期間又は会期の最終日でない場合 当日の本会議は流会となるが、早急に各派交渉会・議会運営委員会を開会し、開会日の変更等を検討する。 b 議会期間又は会期の最終日の場合 当日の本会議は流会となるが、早急に各派交渉会・議会運営委員会を開会し、次の対応を協議する。 (a)直近の時期に、緊急議会又は臨時会を開会する。 (b)次の定例議会で対応可能な議案等は、先送りする。 (c)急施を要する案件は、執行機関と協議する。 (ウ)正副議長が不在となったとき 仮議長を選挙し、本会議を運営する(地方自治法第106条第2項)。 エ 常任委員会及び特別委員会の運営 (ア)定足数(委員定数の半分以上)が確保できるとき欠席議員があっても開会する。 ・(1)エ(ア)の「委員会」を削除した。 (イ)定足数(委員定数の半分以上)が確保できないとき a 当日の委員会は流会となるので、新たな開会日を委員長が定める。 b 議会期間又は会期の最終日まで議案等の審査を終了できない委員会がある場合には、議会期間又は会期の延長等の対応を検討する。 (ウ)正副委員長が不在となったとき 年長委員が職務を代行する(区議会委員会条例第9条第2項)。</p>

各会派の考え方	作業部会における決定事項 は第2回(10/12)、は第3回(11/9)、は第4回(12/9)、は第5回(12/18)の各作業部会における決定事項	作業部会案 は、作業部会案を事務局で修文等をした内容
12 発災時の議会運営 (2) 事務局職員が被災した場合 (3) 理事者等が被災した場合		
	事務局案として、(2)ア「被災者が少数のとき係・担当内、係・担当間の応援体制で、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)を運営する。」及びイ「被災者が多数になったとき 状況によっては、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)の開会日の変更等を検討する。」を結合して、「係・担当内、係・担当間の応援体制で、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)を運営する。状況によっては、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)の開会日の変更等を検討す 事務局案ウ(イ) a及びbに「各派交渉会・」を、(3)(4)に「及び各派交渉会」をそれぞれ追加した。	(2)事務局職員が被災した場合 係・担当内、係・担当間の応援体制で、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)を運営する。状況によっては、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)の開会日の変更等を検討する。 (3)理事者等が被災した場合 理事者等が被災し、議案の審査等に支障が生じるおそれがある場合には、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)の開会日の変更等を検討する。
12 発災時の議会運営 (4) 本会議場及び委員会室が使用不可能な場合		
		(4)本会議場及び委員会室が使用不可能な場合 代替施設を選定して、会議(本会議、委員会及び各派交渉会)を開会する。 ・(4)の「議場」を「本会議場」に修正した。
12 発災時の議会運営 (5) 音響、録音設備、本会議場・委員会室のシステム等が使用できない場合		
【共産】音響、録音設備、本会議場・委員会室システム等が使用できない場合 小型アンプ(スピーカー)及びワイヤレスマイク、ICレコーダー、ビデオカメラ、ストップウォッチ、残時間を表示したカード(残り15分等)等により対応	事務局に用意されているものを列挙する。また、残時間表示カードは作成する。	(5)音響、録音設備、本会議場・委員会室のシステム等が使用できない場合 ワイヤレスマイク、ICレコーダー、ストップウォッチ、残時間を表示したカード等により対応する。
12 発災時の議会運営 (6) ライブ映像配信システムが使用できない場合		
【共産】ライブ映像配信システムが使用できないとき 速やかに回復に努めるが、ライブ映像配信システムが使用できない間は、配信しない [本会議場及び委員会室が使用不可能な場合]		(6)ライブ映像配信システムが使用できない場合 速やかに回復に努めるが、ライブ映像配信システムが使用できない間は、配信しない。 「本会議場及び委員会室が使用不可能な場合」については、事務局案「議会運営」の(4)として記載する。
13 発災時等の行動基準		
【共産】災害等発生時の対応 [規程]業務継続(安否確認・情報伝達)体制の構築 【立憲墨】行動基準については、発災からの時期(初動期・中期・後期)に応じた行動形態が記されるべきである。	災害等発生時の行動基準については、本案の事項等を整理した上で、図表などを用いてわかりやすく記載する。 区議会事務局における新型コロナウイルス感染症対策等を参考とし、記載済事項等を整理した上で、本案で記載する。 行動基準表に「発災前」の項目を入れる。 行動基準表を災害別にするかは、検討を要する。 事務局案の当項目の「行動基準」として、「行動基準 本規程が対象とする災害等が発生した際、議会、議員及び事務局職員は、発災前、発災直後、発災中、復旧・復興期の各段階において、別表「行動基準表」のとおり対応する。」と記載する。	発災時等の行動基準 本計画の対象とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における議長、議員及び事務局職員の対応については、下表「行動基準表」のとおり行うものとする。 この表は、発災前、発災直後、発災中、復旧・復興期の4つの時間軸に整理したものであり、表中に記載されている赤字の数字・記号については、本文中のページと項目を示している。 ・「本計画の対象とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における議長、議員及び事務局職員の対応については、下表『行動基準表』のとおり行うものとする。」「この表は、発災前、発災直後、発災中、復旧・復興期の4つの時間軸に整理したものであり、表中に記載されている赤字の数字・記号については、本文中のページと項目を示している。」に修正した。